

20230815 こどもの権利の保障分科会（第1回）議題

第1 第2章「こどもの権利の保障」に盛り込まれるべき内容

- ・事務局案の確認
 - (1) こどもの権利の列挙
 - (2) 権利侵害の禁止を明示
 - (3) 権利保障のために必要なことを明示（家庭・施設・地域）
 - (4) 権利侵害の救済機関

第2 各論（こどもの権利）

- ・どのように、どこまで明記するのか
- ・条約に則り網羅？
- ・子どもにわかりやすい表現で？学校等の授業で取り扱うことを見据え。
- ・無し？

第3 各論（権利侵害の禁止）

- ・第4と分けるか？それとも権利を侵害しない・保障するためにすべきことをまとめて記載するか？
- ・禁止については、虐待・体罰・いじめ、だけか？それともそれ以外にも？

第4 各論（権利保障のために必要なこと）

- ・第3と分けるか？
- ・家庭、施設、地域でわかるか？
- ・課題解決に向けたメッセージを入れるか？

第5 救済機関

- ・現状：相談機関は縦割りで存在
救済機関は不明（ない？）
- ・ワンストップの相談・救済機関の必要性
- ・例：川崎市オンブズパーソン、多治見市子どもの権利擁護委員、目黒区子どもの権利擁護委員、名張市子どもの権利救済委員会、豊島区子どもの権利擁護委員、札幌市子どもの権利救済委員など

第6 その他